

栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地選定に  
関する前回(平成24年9月)と今回(平成26年7月)の比較  
(ご説明用資料)

平成26年11月11日

# ご説明する内容

---

1. 今回の選定のポイント (P3～4)
2. 選定の進め方の比較 (P5～13)
3. 点数評価による絞込の比較 (P15～20)
4. 候補地の比較 (P21～30)
5. 前回(平成24年9月提示)と  
今回(平成26年7月提示)の候補地の  
詳細比較 (P31～36)

# 1. 今回の選定のポイント

# 栃木県における指定廃棄物処分場の選定手法のポイント

## ポイント① 県・市町との意思疎通を図り、地元の意見を最大限尊重

- ・ 県知事、全市町長御出席の下、「栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議」をこれまでに5回開催
- ・ 地元の意見を尊重し、県独自の選定方法を確定
  - ⇒ 対象地域として、利用可能な国有地のほかに県有地を追加
  - ⇒ 総合評価において、指定廃棄物保管量の重み付けを1/2に設定
  - ⇒ 候補地を1カ所に絞った上で提示・公表

## ポイント② 専門家による評価の実施

- ・ 施設の安全性の確保、候補地の選定手順、評価項目、評価基準等について、技術的な観点から助言をいただくため、「指定廃棄物処分等有識者会議」をこれまでに6回開催
- ・ 各県に共通する候補地選定手法の標準的な案について取りまとめ
- ・ 詳細調査の結果をもとに、有識者会議において安全性について評価

## ポイント③ 候補地の安全性に関する詳細調査の実施

- ・ 地質、地盤、地下水に関するボーリング調査等を実施することにより、安全面での支障がないこと、事業実施の観点から施工が可能なことを確認

## ポイント④ 情報の公開、手続きのオープン化

- ・ 市町村長会議や有識者会議での議論の過程も含めて選定方法を事前に公開することで、透明性を確保

※前回は上記の各ポイントを行わず、環境省において選定手法を定め、基準に基づき選定を実施。

## 2. 選定の進め方の比較

# 選定の流れ

---

- ・スクリーニング、現地確認・点数評価による絞込については、前回（平成24年9月）、今回（平成26年7月）とも実施
- ・平成25年2月の候補地選定手法の検証の際、安全に係る詳細調査が不足しているとの御指摘があったことから、今回の選定にあたっては、安全性等に関する詳細調査を実施

スクリーニング



現地確認・点数評価による絞込



詳細調査

# 選定の進め方の比較(1)

## スクリーニング

前回(平成24年9月)選定時

国有地

- ・土地利用に関する制約のある地域を除外
- ・生態系保全等の観点から候補地として望ましくない地域を除外

- ・必要面積を確保した土地の抽出

7カ所(すべて国有地)

今回(平成26年7月)選定時

国有地・県有地

- ・前回の除外項目に加えて、火山噴火や陥没などの除外項目を追加

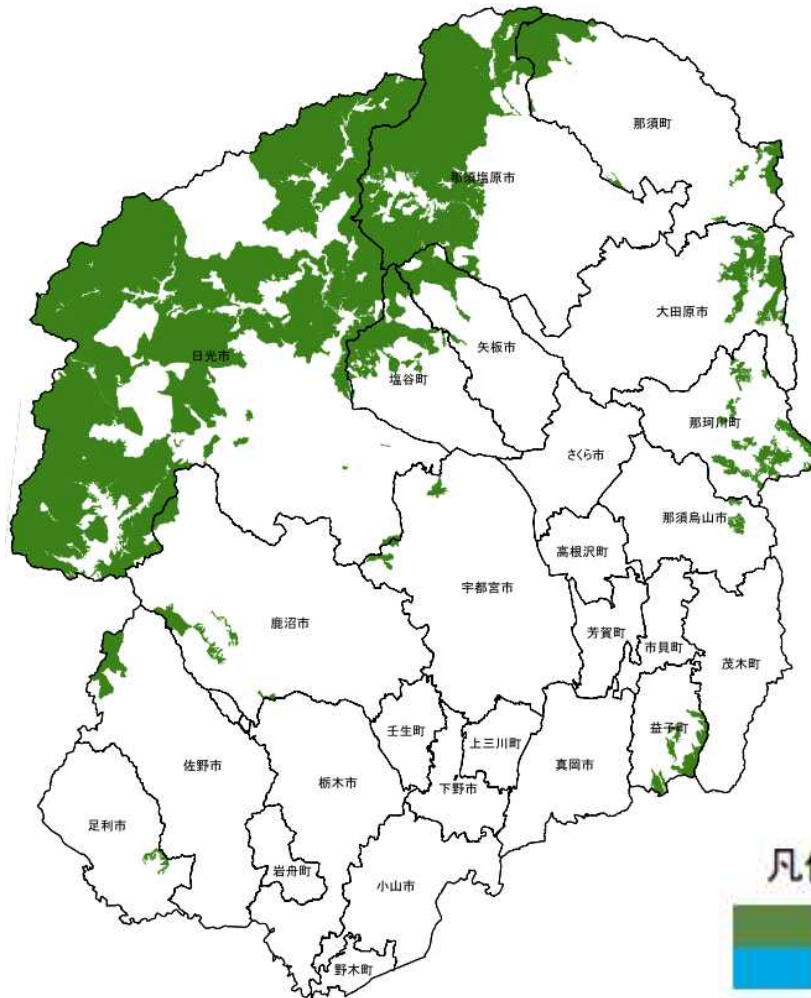
- ・必要面積を確保した土地の抽出
- ・より詳細なデータを用いて地形を精査

5カ所(国有地3カ所、県有地2カ所)

# 対象となる土地

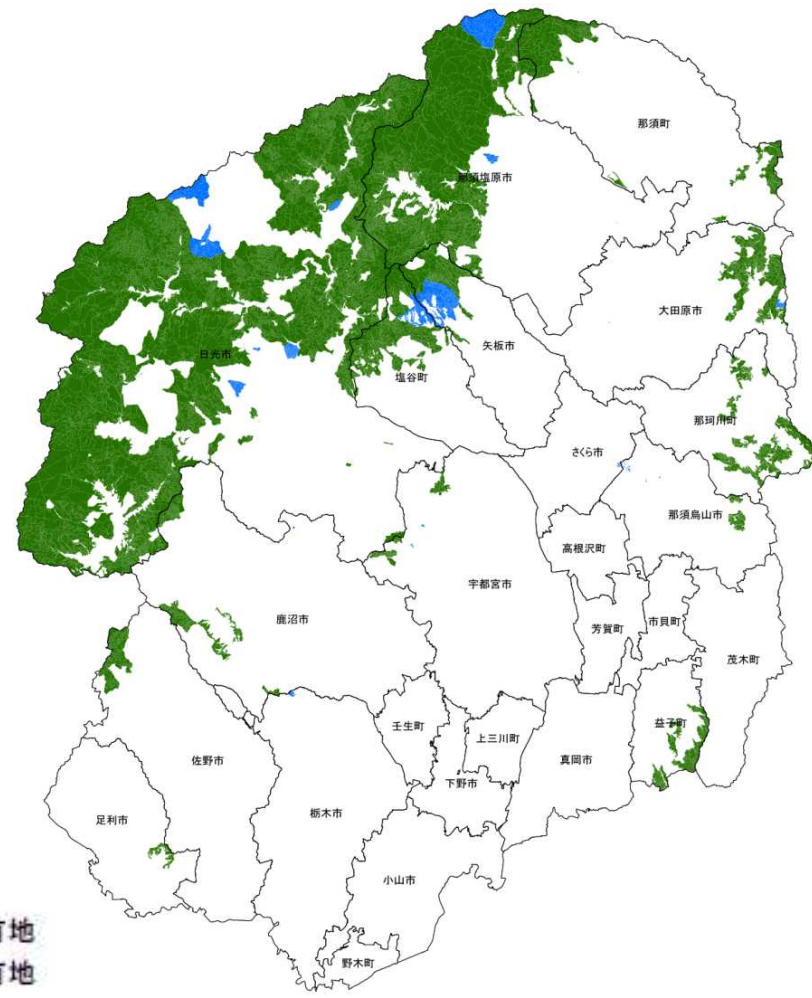
前回(平成24年9月)選定時

国有地



今回(平成26年7月)選定時

国有地・県有地



凡例



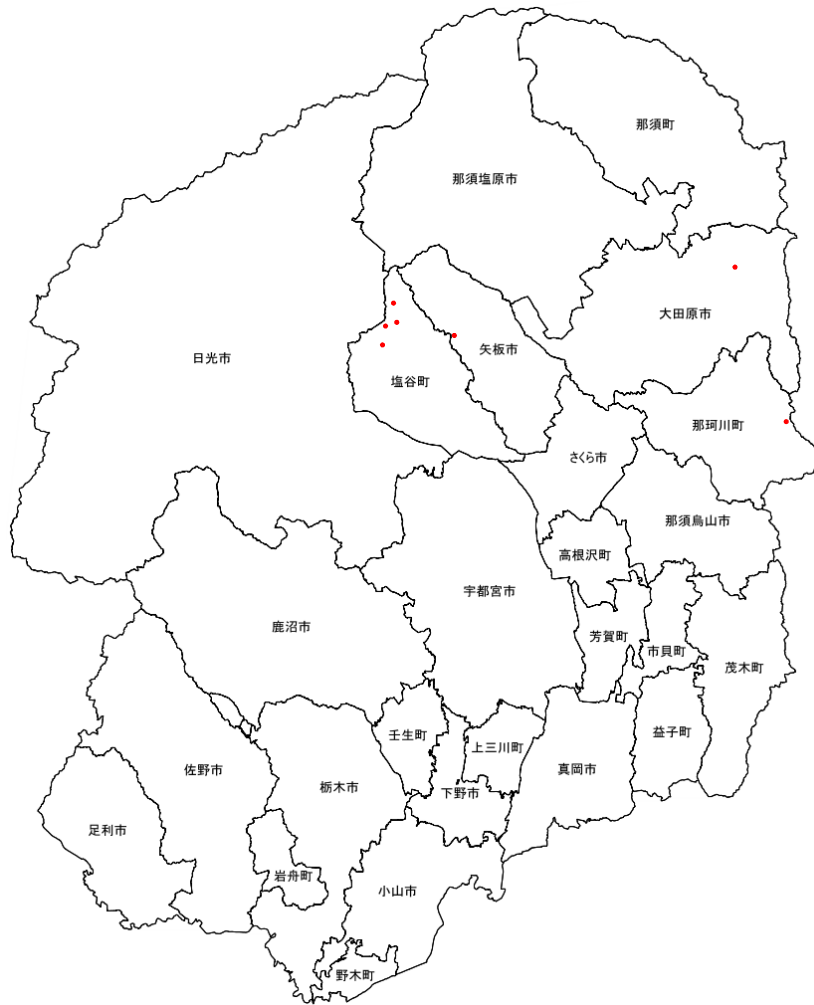




# 抽出される土地

前回(平成24年9月)選定時

7カ所



今回(平成26年7月)選定時

5カ所



# 抽出される土地の数の違いについて

---

- 前回は、粗いデータ(一辺50mの碁盤目状のデータ)を基に土地の形状を把握し、土地の利用状況も未確認のまま、7カ所の候補地を選定

⇒その後の現地確認・点数評価において、候補地として適さない個所を除外

- 今回は、粗いデータを基に必要面積が確保できる29カ所の土地を抽出後、詳細なデータ(一辺10mの碁盤目状のデータ)を基に土地の形状を把握し、土地の利用状況を確認した上で、5カ所の候補地を選定

⇒前回の7カ所のうち、4カ所については、スクリーニングの段階で既に除外

⇒残りの3カ所のうち1カ所は、前回現地確認・点数評価において除外された候補地であるが、今回詳細なデータを用いることにより選定(残り2カ所は県有地)

# 選定の進め方の比較(1)

## 現地確認・点数評価による絞込

前回(平成24年9月)選定時

7カ所(すべて国有地)

- ・現地確認を踏まえ点数評価
- ・現地確認により、必要面積を確保できるなだらかな土地であることを確認
- ・借地契約など施設整備に支障がないかを確認

今回(平成26年7月)選定時

5カ所(国有地3カ所、県有地2カ所)

- ・現地確認を踏まえ点数評価
- ・現地確認により、必要面積を確保できるなだらかな土地であることを確認
- ・借地契約など施設整備に支障がないかを確認

2カ所(国有地)

・現地踏査

1カ所(国有地)

7カ所の内5カ所については、現地確認及び土地の利用状況の確認により候補地として適さないことが確認されたため、現地踏査を行う候補地より除外

1カ所(詳細調査の候補地)

# 選定の進め方の比較(2)

## 詳細調査

前回(平成24年9月)選定時

1カ所(国有地)



最終的な候補地の公表(1カ所)

今回(平成26年7月)選定時

1カ所(詳細調査の候補地)



・ボーリング調査  
・弾性波探査調査 等



有識者会議等を経て総合評価



最終的な候補地の公表(1カ所)



### **3. 点数評価による絞込の比較**

# 評価項目の比較

前回の評価項目			評価基準	今回の評価項目
① 地域 指定 条件	(1)	自然公園地域	普通地域該当の有無	—
	(2)	自然環境保全地域	普通地区該当の有無	—
	(3)	鳥獣保護区	鳥獣保護区に該当する	—
	(4)	保安林	指定の有無	—
② 自然 的 条件	(5)	希少動植物の生息等	希少動植物等の存在がある、記録がある	(3)自然度
	(6)	地質	地質の軟弱性	—
	(7)	河川	河川までの距離	—
	(8)	崖地	崖地までの距離	—
③ 社会 的 条件	(9)	水道水源への影響	水道水源までの距離	(2)水源との近接状況
	(10)	農業への影響	農用地区域までの距離	
	(11)	既存集落への影響	既存集落からの距離	(1)生活空間との近接状況
	(12)	公共施設への影響	学校・福祉施設等の公共施設からの距離	
	(13)	遺跡・埋蔵文化財等の保全	遺跡・埋蔵文化財等の有無	—
	(14)	既存道路及び林道へのアクセス性	既存道路及び林道までの距離	—
	(15)	国有林の権利関係	分収林の有無	—
	(16)	指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物を排出(保管)する市町村	指定廃棄物相当の廃棄物の有無	(4)指定廃棄物の保管状況



# 評価項目ごとの配点・重み付けの比較(1)

## ①地域指定条件

前回の評価項目			今回の評価項目		変更理由	
	評価基準	配点		配点		
1	自然公園地域	普通地域該当の有無	2/42	—	—	スクリーニング時に自然公園普通地域を追加した上で、評価済みのため、評価項目とせず
2	自然環境保全地域	普通地区該当の有無	2/42	—	—	スクリーニング時に特別保護地区について評価済みのため、評価項目とせず
3	鳥獣保護区	鳥獣保護区に該当する	2/42	—	—	施設の公益性から、手続きにより解除が可能と考えられるため評価項目とせず
4	保安林	指定の有無	2/42	—	—	

# 評価項目ごとの配点・重み付けの比較(2)

## ② 自然的条件

前回の評価項目			今回の評価項目		変更理由	
	評価基準	配点		配点		
5	希少動植物の生息等	希少動植物等の存在がある、記録がある	2/42	(3)自然度	5/17.5	—
6	地質	地質の軟弱性	2/42	—	—	詳細調査で丁寧に評価することとしたため評価項目とせず(前回の選定時には詳細調査は行わない計画であった)
7	河川	河川までの距離	2/42	—	—	スクリーニング時に、洪水浸水区域のほか、勾配30度以上の傾斜地を追加した上で評価済みのため、評価項目とせず
8	崖地	崖地までの距離	2/42	—	—	

# 評価項目ごとの配点・重み付けの比較(3)

## ③社会的条件

前回の評価項目				今回の評価項目		変更理由
	評価基準	配点		配点		
9	水道水源への影響	水道水源までの距離	4/42	(2)水源との近接状況	5/17.5	—
10	農業への影響	農用地区域までの距離	4/42			
11	既存集落への影響	既存集落からの距離	4/42	(1)生活空間との近接状況	5/17.5	—
12	公共施設への影響	学校・福祉施設等の公共施設からの距離	4/42			

# 評価項目ごとの配点・重み付けの比較(4)

## ③社会的条件(続き)

前回の評価項目				今回の評価項目		変更理由
		評価基準	配点	今回の評価項目	配点	
13	遺跡・埋蔵文化財等の保全	遺跡・埋蔵文化財等の有無	2/42	—	—	詳細調査で丁寧に評価することとしたため評価項目とせず(前回の選定時には詳細調査は行わない計画であった)
14	既存道路及び林道へのアクセス性	既存道路及び林道までの距離	2/42	—	—	
15	国有林の権利関係	分収林の有無	2/42	—	—	
16	指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物を排出(保管)する市町村	指定廃棄物相当の廃棄物の有無	4/42	(4)指定廃棄物の保管状況	2.5/17.5	— (他の評価項目と比べて、重み付けを1/2とする)

## 4. 候補地の比較

## 前回(平成24年9月)選定時の評価結果

候補地(7カ所) 全て国有地	点数	備考
h-1(矢板市)	33	
b-1(大田原市)	32	・起伏が急であるため、点数付けの後除外
c-1(那珂川町)	31	・起伏が急であるため、点数付けの後除外
i-1(塩谷町)	30	・必要面積の確保が困難と判断されたため、点数付けの後除外
i-4(塩谷町)	30	・起伏が急であるため、点数付けの後除外
i-3(塩谷町)	28	
i-2(塩谷町)	19	・町営放牧場につき施設整備が困難

- 7カ所について、現地確認等を行った結果、h-1、i-3の2カ所を現地踏査を行う候補地として選定
- h-1とi-3で現地踏査を実施し、総合的な判断によりh-1を候補地として選定

# 今回(平成26年7月)選定時の評価結果

候補地(5カ所) 国有地3カ所、県有地2カ所	点数	備考
寺島入(塩谷町)	11.5	前回候補地のi-3
釈迦ヶ岳(塩谷町)	10.5	前回候補地のi-1
大石久保(矢板市)	10.0	前回候補地のh-1
上寺島(塩谷町)	9.5	県有地
長井(矢板市)	8.0	県有地

- ・ 国有地からは3カ所、県有地からは2カ所が候補地して選定された

## 前回(平成24年9月)と今回(平成26年7月)の評価結果の比較(1)

前回の選定			今回の選定	
候補地	スクリーニングでの評価	現地確認等による評価	候補地	スクリーニングでの評価
b-1 大田原市	○	×:起伏が急であるため、必要な緩斜面の確保が困難	—	×:詳細なデータにより起伏が急であり必要面積が確保できないことを確認
c-1 那珂川町	○	×:起伏が急であるため、必要な緩斜面の確保が困難	—	×:詳細なデータにより勾配30%以上の土地が大半で必要面積が確保できないことを確認
h-1 矢板市	○	○:	2	○:
i-1 塩谷町	○	×:沢で分断されているため必要面積の確保が困難	3	○:詳細なデータにより沢で分断されることなく必要面積が確保できることを確認
i-2 塩谷町	○	×:町営放牧場につき施設整備が困難	—	×:町営牧場として塩谷町に貸し出されており利用可能な土地ではないことを確認
i-3 塩谷町	○	○:	5	○:
i-4 塩谷町	○	×:起伏が急であるため、必要な緩斜面の確保が困難	—	×:詳細なデータにより起伏が急であり必要面積が確保できないことを確認



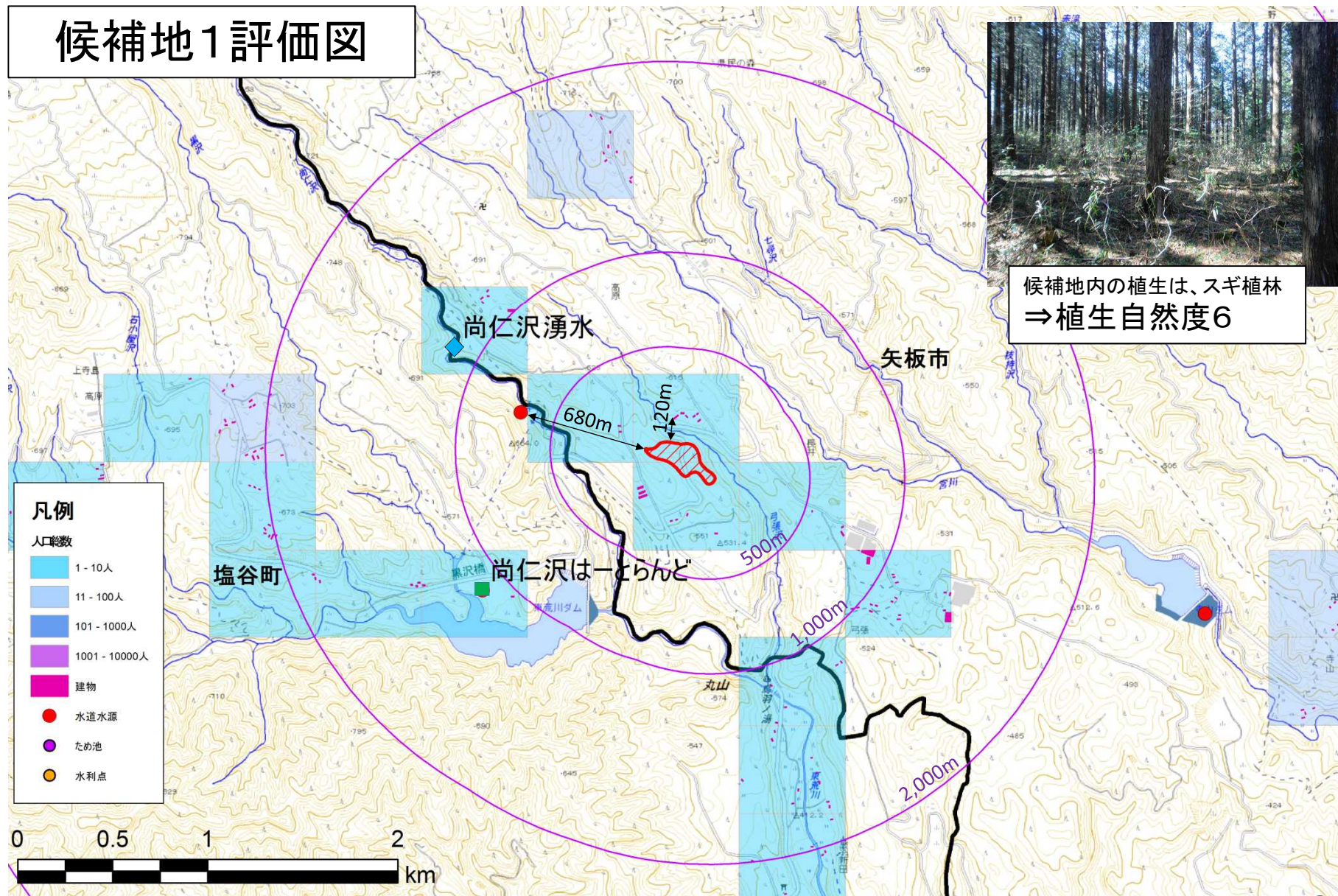
## 前回(平成24年9月)と今回(平成26年7月)の評価結果の比較(2)

前回(平成24年9月)選定時		今回(平成26年7月)選定時	
候補地(7カ所)	点数	候補地(5カ所)	点数
<u>h-1(矢板市)</u>	<u>33</u>	大石久保(矢板市)	10.0
i-3(塩谷町)	28	釈迦ヶ岳(塩谷町)	10.5
		<u>寺島入(塩谷町)</u>	<u>11.5</u>
		上寺島(塩谷町)(県有地)	9.5
		長井(矢板市)(県有地)	8.0
i-1(塩谷町)	30	(詳細なデータにより、必要面積が確保できないことを確認すること等により、除外)	
b-1(大田原市)	32		
c-1(那珂川町)	31		
i-4(塩谷町)	30		
i-2(塩谷町)	19		

- ・前回評価項目としていた、自然公園地域等への該当の有無や、河川や崖地との近接状況については、スクリーニングの時点で考慮
  - ・また、地質の軟弱性やアクセス性等については詳細調査で確認
- ⇒ **項目の重点化(16項目⇒4項目)を図ったことにより点数・順位に変動**

# 今回(平成26年7月)選定時の候補地(5カ所)の評価結果(1)

## 候補地1評価図

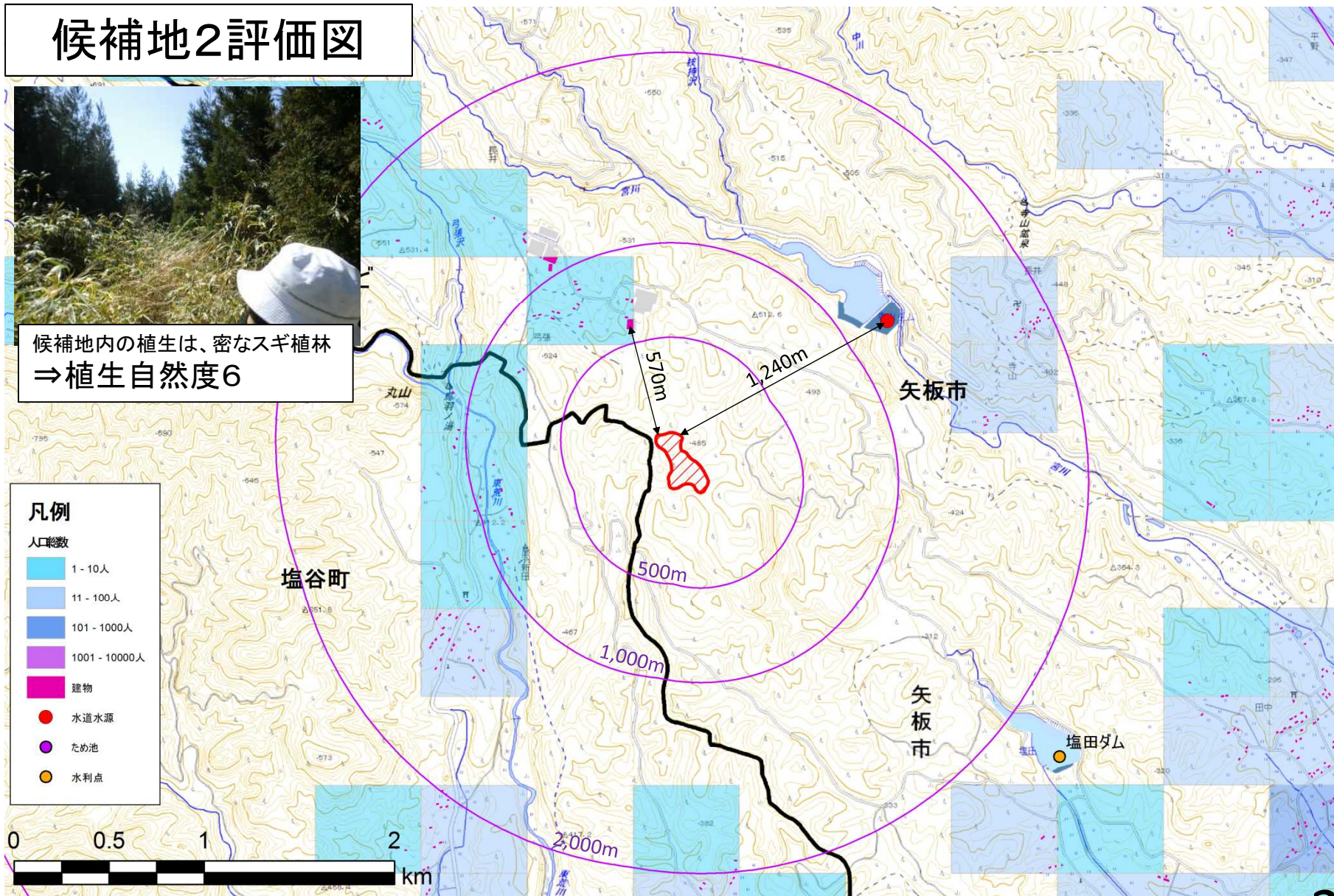


# 今回(平成26年7月)選定時の候補地(5カ所)の評価結果(2)

## 候補地2評価図



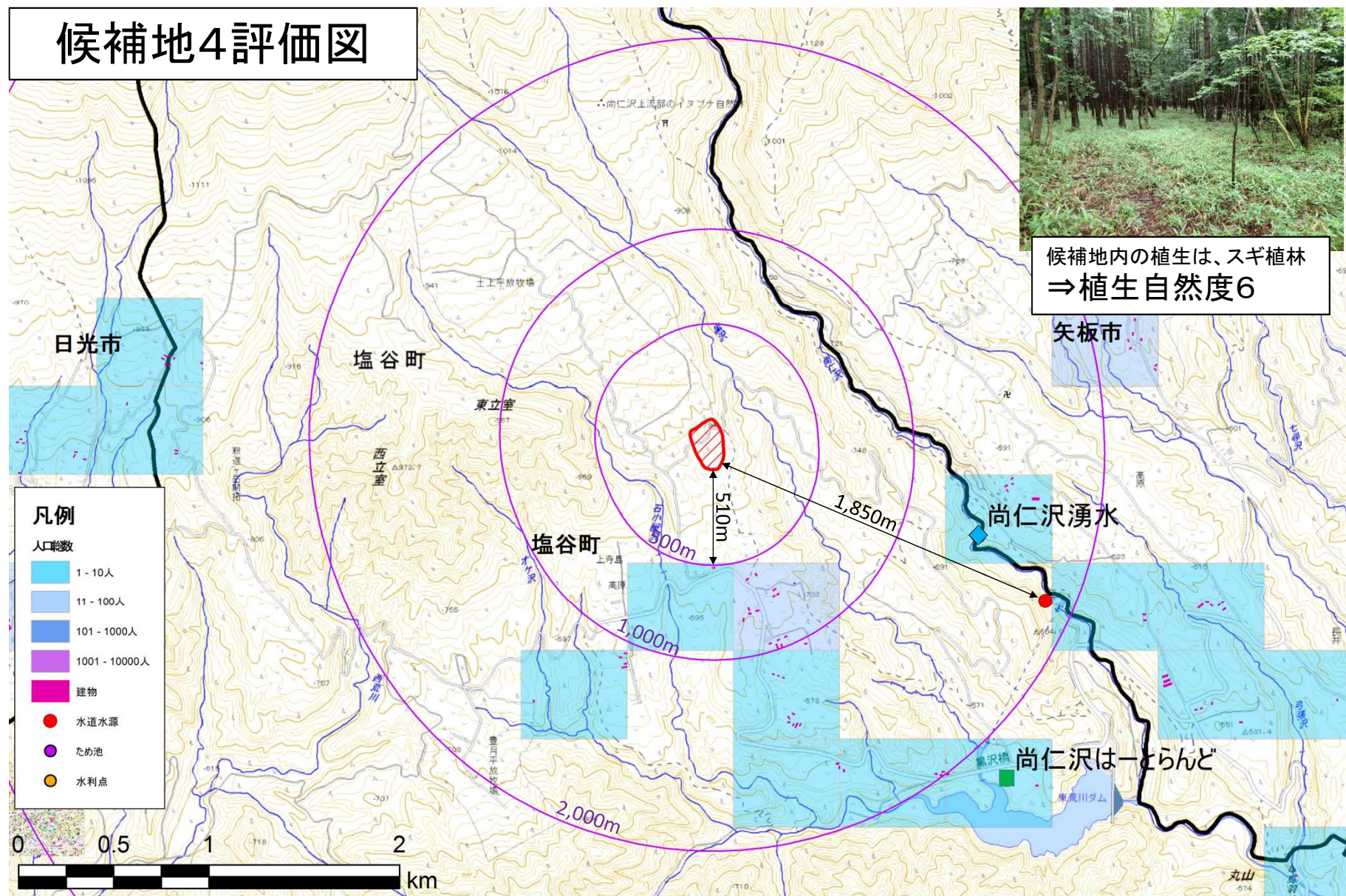
候補地内の植生は、密なスギ植林  
⇒植生自然度6



# 今回(平成26年7月)選定時の候補地(5カ所)の評価結果(3)



# 今回(平成26年7月)選定時の候補地(5カ所)の評価結果(4)



# 今回(平成26年7月)選定時の候補地(5カ所)の評価結果(5)



## **5. 前回(平成24年9月提示)と 今回(平成26年7月提示)の 候補地の詳細比較**

# 前回候補地(大石久保)と今回候補地(寺島入)の詳細比較(1)

## ①地域指定条件

前回の評価項目			今回の評価項目			備考		
			大石久保	寺島入	大石久保		寺島入	
①地域指定条件	1	自然公園地域	2	2	—	—	—	
	2	自然環境保全地域	2	2	—	—	—	
	3	鳥獣保護区	2	0	—	—	—	・前は全ての鳥獣保護区を対象としていたが、今回は特別保護地区以外の地区については許可ではなく届出でよいこと、詳細調査で確認すること等から、有識者会議において評価不要と判断
	4	保安林	1	1	—	—	—	



## 前回候補地(大石久保)と今回候補地(寺島入)の詳細比較(2)

### ②自然的条件

前回の評価項目			今回の評価項目			備考		
			大石久保	寺島入	大石久保		寺島入	
②自然的条件	5	希少動植物の生息等	2	2	③自然度	3	3	
	6	地質	1	1	—	—	—	
	7	河川	2	0	—	—	—	・スクリーニング時に、洪水浸水区域のほか、勾配30度以上の傾斜地を追加した上で評価済みのため、評価項目とせず
	8	崖地	2	0	—	—	—	

## 前回候補地(大石久保)と今回候補地(寺島入)の詳細比較(3)

### ③社会的条件

前回の評価項目			今回の評価項目			備考		
			大石久保	寺島入	大石久保		寺島入	
③社会的条件	9	水道水源への影響	4	4	②水源との近接状況			
	10	農業への影響	2	4			3	4
	11	既存集落への影響	0	2	①生活空間との近接状況		2	3
	12	公共施設への影響	4	4				
	13	遺跡・埋蔵文化財等の保全	2	2	—		—	—

## 前回候補地(大石久保)と今回候補地(寺島入)の詳細比較(4)

### ③社会的条件(続き)

前回の評価項目			今回の			備考		
			大石久保	寺島入	評価項目		大石久保	寺島入
③社会的条件	14	既存道路及び林道へのアクセス性	1	2	—	—	—	
	15	国有林の権利関係	2	2	—	—	—	
	16	指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物を排出(保管)する市町村	4	0	④指定廃棄物の保管状況	2	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩谷町においては、前回選定時は、未指定の8,000Bq/kg超の廃棄物も含め存在が確認されていなかったが、今回は存在していることから点数を計上</li> <li>・市町村長会議で保管量の重み付けを1/2とすることを確定</li> </ul>
合計			33	28	合計	10	11.5	

# 前回候補地(大石久保)と今回候補地(寺島入)の詳細比較(まとめ)

前回の評価項目		今回の評価項目		備考			
		大石久保	寺島入	大石久保	寺島入		
① 地域指定条件	1 自然公園地域	2	2	—	—	—	・スクリーニング時に自然公園普通地域を追加した上で、評価済みのため、評価項目とせず ・今回は特別保護地区以外の地区については許可ではなく届出でよいこと、詳細調査で確認すること等から、有識者会議において評価不要と判断 ・施設の公益性から、手続きにより解除が可能と考えられるため評価項目とせず
	2 自然環境保全地域	2	2	—	—	—	
	3 鳥獣保護区	2	0	—	—	—	
	4 保安林	1	1	—	—	—	
② 自然的条件	5 希少動植物の生息等	2	2	③自然度	3	3	・詳細調査で丁寧に評価することとしたため評価項目とせず ・スクリーニング時に、洪水浸水区域のほか、勾配30度以上の傾斜地を追加した上で評価済みのため、評価項目とせず
	6 地質	1	1	—	—	—	
	7 河川	2	0	—	—	—	
	8 崖地	2	0	—	—	—	
③ 社会的条件	9 水道水源への影響	4	4	②水源との近接状況	3	4	・詳細調査で丁寧に評価することとしたため評価項目とせず ・塩谷町においては、前回選定時は、未指定の8,000Bq/kg超の廃棄物も含め存在が確認されていなかったが、今回は存在していることから点数を計上 ・市町村長会議で保管量の重み付けを1/2とすることを確定
	10 農業への影響	2	4				
	11 既存集落への影響	0	2	①生活空間との近接状況	2	3	
	12 公共施設への影響	4	4				
	13 遺跡・埋蔵文化財等の保全	2	2	—	—	—	
	14 既存道路及び林道へのアクセス性	1	2	—	—	—	
	15 国有林の権利関係	2	2	—	—	—	
16 指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物を排出(保管)する市町村	4	0	④指定廃棄物の保管状況	2	1.5		
合計		33	28	合計		10	11.5

⇒これらの点を総合的に見ると、「鳥獣保護区への該当の有無」「河川までの距離」「崖地までの距離」といった、今回の評価項目から除外された項目で大石久保(矢板市)の得点が相対的に高く、他方で、指定廃棄物の保管状況において、塩谷町に新たな存在が認められたことなどから、大石久保(矢板市)が相対的に低くなり順位の逆転が生じた。